

城山公園再整備事業推進支援業務委託 仕様書

I. 業務の目的

小山市は現在、「(仮称)城山公園フラワーパーク整備事業基本計画」に基づき実施する城山公園再整備事業と併せて、公園の魅力・市民サービスの向上と小山市の負担軽減を図ることを目的とし、小山市が公募により選定し、基本協定を締結した株式会社 Backpackers' Japan(バックパッカーズジャパン。以下「民間事業者」と公園活用事業の実施に向けた協議調整を進めている。

本事業は、城山公園再整備事業により小山市が新たに設置する公園施設のうち、案内サイン、休養施設のデザインを検討するほか、小山市が民間事業者と締結する実施協定書を作成するものである。

II. 対象区域

小山市城山町1丁目地内

III. 業務の内容

1. 公園施設のデザイン検討・図面作成

城山公園再整備事業では、令和4年度に園内工事を実施し、案内サイン、休養施設(ベンチ)の施設を設置する予定である。これらの施設について、城山公園が史跡であることに配慮しつつ、民間事業者が設置・運営する便益施設(カフェ)と調和するほか、公園活用コンセプトと調和するデザインおよび配置を検討する。

①案内サイン(史跡説明看板、園内案内看板)、休養施設(ベンチ)のデザイン検討

②案内サイン(史跡説明看板、園内案内看板)、休養施設(ベンチ)の施設配置平面図(縮尺 1/100~1/500)、構造図の作成(縮尺 1/10~1/50)

2. 実施協定書の作成

小山市と民間事業者とで令和4年3月に締結した「城山公園活用事業 実施協定書に係る覚書」に基づき、令和4年度に実施協定を締結する予定である。実施協定の締結にあたり、市の意向を踏まえ、覚書締結時点の実施協定書(案)で「保留事項」としていた条項等を整理するほか、それ以外の条項等についても疑義があれば適宜見直しを行い、実施協定書を作成する。

① 実施協定(案)保留事項の整理

※実施協定書(案)で「保留事項」としている条項等

- ・財産の帰属等 第7条
- ・施設等の維持管理・運営等 第11条
- ・公園使用料 第19条
- ・添付資料(事業区域図、リスク分担表)

3. 報告書の作成

1～2業務に伴う協議調整の記録、作成した各資料を報告書として整理する。

IV. 業務委託期間

契約日より令和5(2023)年3月28日(火)までとする。

V. 成果物

- | | |
|------------------|----|
| 1. 報告書(A4版) | 3部 |
| 2. 上記電子データ(CD-R) | 一式 |

VI. その他

(1) 本業務の遂行にあたっては、以下について適切に把握、順守すること。

○スケジュール

- ・業務1①②…10月中旬まで
- ・業務2①②…9月中旬まで(※協定締結後も必要に応じて修正…2月末日まで)
- ・業務3①…2月末日まで

○関係部署・機関の役割

- ・まちづくり推進課…公園の民間活用推進、民間事業者との実施協定書検討
- ・公園緑地課…公園管理、城山公園再整備工事担当
- ・文化庁、栃木県(文化財課)、文化振興課…文化財の保護
- ・栃木県(栃木土木事務所)…河川管理者
- ・民間事業者(株式会社 Backpackers' Japan(バックパッカーズジャパン))…公園活用事業者(市が令和2年度に公募で選定。市と基本協定、覚書を締結済。活用事業は、設置許可による便益施設(カフェ)設置・運営、イベントの開催。城山公園再整備との工事調整、施設デザインに対する意見。)

○基本設計に適合したデザインの検討

- ・基本設計(令和2年3月)の再整備コンセプト、基本方針を念頭におき、基本設計デザインコンセプトを適切に反映すること。
- ・安全性が担保されるもの(＝メーカー保険が適用可能なもの)、維持管理しやすいものとする。

○公園活用事業に適合したデザインの検討

- ・民間事業者の公園活用コンセプト(以下に記載)を適切に反映すること。
- ・民間事業者が設置・運営する予定の便益施設(カフェ)と調和するものとする。ただし、民間事業者の便益施設については、プロポーザル実施時点では提示できる図面が無いため、本業務委託契約の締結後に、民間事業者と協議しながら施設デザインに反映するものとする。
- ・民間事業者の公園活用コンセプト

民間事業者は、公園活用コンセプトに「CrossOver(クロスオーバー)」を掲げ、史跡であることに配慮しつつ、自然資源や駅徒歩圏の立地を活かし、「都市と自然」「都会と地方」等、異なるものの境界を越え、離れたところにあるものを繋ぎ、新たな価値を生み出す公園を目指すこととしており、便益施設設置のほか、イベント等の定期開催を予定している。デザインイメージ(くつろぎと回遊を促すデザイン、

洗練された人の手の温かみを感じるデザイン、人と人・都市と公園の交わりや無境界性を感じるデザイン)。

○官民連携

・本業務は、小山市の城山公園再整備事業と民間事業者の公園活用事業を並行して検討を進めるものであり、小山市と民間事業者の連携・信頼関係が重要であることから、それぞれの役割・立場を認識し、双方にとってより良い提案を行うこと。

- (2) 関係法令(都市公園法、文化財保護法、河川法等)を遵守するとともに、小山市関係各課(再整備・公園管理関連/公園緑地課、文化財関連/文化振興課)との調整を図りながら進めるものとする。また必要に応じ、文化庁、栃木県との協議に出席し、説明すること。
- (3) 本業務に関する担当者との打合せは随時行うものとし、打合せに要する資料作成等の経費(交通費を含む)は委託費に含むものとする。
- (4) 本業務の内容に関することで、不明な点・疑義のある点については、随時担当者と協議をしながら進めるものとする。
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ① 本委託において、暴力団員等による不当要求又は妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
 - ② ①により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - ③ 本委託において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- (6) 成果品の帰属
 - ① 受託者は、成果品の著作権を著作権法第 27 条及び第 28 条の規定による権利も含めて小山市に無償譲渡するものとする。
 - ② 受託者は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
 - ③ 前各号の規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの(以下「著作物」という。)が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は小山市に対し、当該成果品を小山市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。
- (7) 必要に応じて、リモート形式を取り入れる等、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施すること。